

学長選考会議議事要録

1. 日時 平成20年6月17日(火) 16:20~17:00
2. 場所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 石戸谷, 岡井, 小田切, 石堂, 昆, 佐藤, 和田, 藁科, 小川, 須藤, 加藤
の各委員
欠席者 楯引委員
事務局陪席 上戸総務部長, 青山総務課長, 亀谷総務課長補佐, 長澤総務・秘書G
係長

4. 配付資料

- 資料1 学長選考会議委員名簿(平成20年5月15日現在)
- 資料2 国立大学法人弘前大学管理運営規則(抜粋)
- 資料3 国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について(依頼)
- 資料3-1 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対照表
【学長選考会議関連分】(案)
- 資料3-2 国立大学法人弘前大学学長選考会議規則(案)
- 資料3-3 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案)
- 資料3-4 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案)
- 資料3-5 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則(案)
- 資料4 国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について(回答)
- 資料4-1 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対照表
【学長選考会議関連分】(案)
- 資料4-2 国立大学法人弘前大学学長選考会議規程(案)
- 資料4-3 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案)
- 資料4-4 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案)
- 資料4-5 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則(案)
- 資料5-1 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対象表
【学長事故対応関連分】(案)
- 資料5-2 国立大学法人弘前大学における学長代理及び学長事務取扱に関する
規程(案)

5. 審議事項

議題1 議長を選出について

学長から挨拶のあと, 資料1及び2を基に, 丹野前地域社会研究科長の任期満了により議長が空席になっていることから, 国立大学法人弘前大学管理運営規則第4

1条第1項の規定に基づき、各委員の互選により議長を選出したい旨の発言があった。

互選の結果、須藤 新一 委員が議長に選出され、学長は退出した。

議題2 副議長の指名について

議長から、国立大学法人弘前大学管理運営規則第41条第3項に基づき、副議長として、小田切 達 委員が指名された。

議題3 その他

(1) 学長候補者選考規程等の見直しについて

議長から、資料3ないし資料4-5までを基に、学長候補者選考規程等の見直しに関する現在までの検討状況とこれに対する学長からの意見について整理し、事務局から説明願いたいとの発言があった。

これを受け、事務局から、以下のとおり資料の説明があった。

資料3は、1月21日に本会議の前議長が、学長に対し管理運営規則の一部改正を依頼した文書であって、内容は、学長選考会議の構成、任期の見直しを行ったこと、学長選考会議規則は選考会議自らが制定するべきと考えているものであること。資料3-1ないし資料3-5は、それまでの検討内容をまとめ1月29日開催の本会議において了承された管理運営規則の改正案、学長選考会議規則の制定案、学長候補者選考規程、学長解任手続規程及び学長候補者選考規程施行細則の改正案であって、資料3とともに学長に改正等を依頼したものであること。資料4は、資料3の依頼に対する学長からの回答文書であって、内容は、管理運営規則の改正及び学長選考会議規則制定の趣旨について異議はないが、管理運営規則第40条第2項の規定削除については慎重に取り扱う必要があると考えること。また、学長選考会議規程は学長が決裁し制定すること。なお、学長候補者選考規程、学長解任手続規程、学長候補者選考規程施行細則を学長選考会議議長が定めることについては異議がないとの回答であること。資料4-1ないし資料4-5は、資料4の学長回答を基に、事務局が整理した諸規程改正案であり、資料3-1ないし資料3-5と比較して変更のあった部分は各資料に赤下線を付していること。また、資料3-1附則部分については、管理運営規則の改正とは別に廃止規程が必要となるので、資料4-1においては除いてある。

次いで、議長から、次回会議に向け資料をお読み願ひ、結論を得たいと考えている。ついては、事前に意見があればメールでお寄せ願ひたいとの発言があった。

引き続き、次のような意見交換があった。

- これらの見直しについては、1月までの検討で結論に至ったのではないか。
- 審議中であった。ただし学長選考会議としての見直し案は、1月29日に承認されており資料3-1から資料3-5までのとおりで大方は固まっている。ほかは、資料4の学長からの回答にあるとおり、管理運営規則第40条第2項の削除の取扱いについてと、学長選考会議規程制定についての2点が残っている。
- 学長選考会議で最終的に結論を出すこととなる。
- 意見とはその2点についてのものか。
- 以上の2点に関しての意見と解釈して差し支えない。資料3-1から3-5までと資料4-1から4-5までにおいて赤下線を付した部分について検討いただければと思う。
- 意見は必ずメールで出すのか。
- メールによる意見は必須ということではない。最終的に次回会議において検討する。
- 事務局が整理した資料4-1において、管理運営規則第40条第2項の規定についての学長の意向が反映されていないが、これは削除することとなるのか。
- 学長からの意見を基に事務的に資料の修正はしたが、管理運営規則の改正については大きな変更として学長選考会議で検討されていたものであるため、資料4-1において、第40条第2項の項目は削除されたままの状態となっている。
- その点は、改めて学長選考会議で検討することとなる。
以上の意見交換の後、次回会議において引き続き検討することが了承された。

(2) 学長に事故があるとき又は欠員のときの対応について

議長から、資料5-1、5-2を基に、学長に事故があるとき又は欠員のときの対応について、教育研究評議会及び経営協議会での検討を経て、本日の臨時役員会において決定した。学長選考に係ることであるため、本来本会議が先に検討すべきであるが、当面暫定運用を開始し、今後本会議で改めて検討を行いたいとの説明があり、了承された。

次回の選考会議は、各委員の日程調整を行い開催することとした。